

本要綱は、平成26年度第1次補正予算政府案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容等の変更があり得ることにご留意願います。

農林水産業におけるロボット技術導入実証事業交付要綱

制定26政第〇〇号
平成26年〇月〇日付
農林水産事務次官依命通知

(通則)

第1 農林水産大臣は、農林水産業におけるロボット技術導入実証事業実施要綱（平成26年〇月〇日付け〇〇第〇〇号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において事業実施主体に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第3 別表の区分の欄に掲げる1及び2の事業に係る経費の相互間における流用をしてはならない。

(申請手続)

第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条に規定する交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条の規定による申請書の提出期限は、農林水産大臣が別に定める。

(交付決定の通知)

第6 農林水産大臣は、第4第1項の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に補助金交付決定の通知を行うものとする。

(申請の取下げ)

第7 事業実施主体は、適正化法第9条第1項、交付規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を農林水産大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第8 事業実施主体は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、農林水産大臣に届けなければならない。

2 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 事業実施主体は、第2項により工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約をしようとする場合は、当該工事契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による工事請負契約に係る指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9 事業実施主体は、次の各号の一に該当するときは、交付規則第3条第1号の規定に基づき、別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第10に定める軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に定める軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 農林水産大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(軽微な変更)

第10 交付規則第3条第1号イ及びロに規定する大臣が定める軽微な変更は、別表の重要

な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第11 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規則第3条第2号の規定に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した別記様式第4による事業遅延等報告書正副2部を農林水産大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12 適正化法第12条の規定に基づく補助事業の遂行状況報告について、事業実施主体は補助金の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く）の末日現在において別記様式第5号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第6の概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

(実績報告)

第13 事業実施主体は、補助事業を完了したときは、交付規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第7号による実績報告書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 第4第2項のただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4第2項のただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号により速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第14第1項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により農林水産大臣に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14 農林水産大臣は、第13第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、事業実施主体に通知する。

2 農林水産大臣は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、

既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第15 農林水産大臣は、第9第1項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく農林水産大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 農林水産大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 農林水産大臣は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第16 事業実施主体は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第17 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により、農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、交付規

- 則第5条により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。
- 3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならない。
 - 4 第16第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（補助金の経理）

- 第18 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 事業実施主体は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

別表（第2、第3及び第10関係）

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 大規模導入実証	<p>実施要綱に基づいて行う事業に要する次の経費</p> <p>ア 実証検討委員会の設置等</p> <p>イ ロボット、付帯的な機器の等の導入</p> <p>ウ ロボット技術を活用するための環境整備</p> <p>エ ロボット技術の生産現場での活用及び効果測定等に必要データの採集</p> <p>オ 導入効果等の調査・分析・評価</p> <p>カ ロボット技術の改良</p> <p>キ 成果の報告及び普及</p>	<p>定額</p> <p>1/2以内※1 又は2/3以内 ※2</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>2 事業費又は補助金の30%を超える減。</p> <p>3 事業費又は国庫補助金の経費の欄に掲げるそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減</p>	<p>1 事業実施主体の変更</p> <p>2 事業の新設又は廃止</p>
2 実用化に向けた検討、技術者のマッチング、業務分析等	<p>ア 実用化検討委員会の設置等</p> <p>イ 実用化の促進に向けた検討</p> <p>（ア）ロボット技術の規格の標準化、安全性確保のルールづくり及び機能安全認証のあり方に係る調査・分析。</p> <p>（イ）異分野からの技術参画を促進するための技術者のマッチング及び革新的アイデアの発掘調査</p> <p>（ウ）ロボット技術を導入すべき作業を特定す</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	<p>1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>2 事業費又は補助金の30%を超える減。</p> <p>3 事業費又は国庫補助金の経費の欄に掲げるそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減</p>	<p>1 事業実施主体の変更</p> <p>2 事業の新設又は廃止</p>

	るための業務分析。 ウ 成果の報告及び普及	定額		
--	--------------------------	----	--	--

※1 補助率1/2以内：ロボットの導入費（平成27年1月1日時点で市販化されているもの）、
付帯的な機器の導入費

※2 補助率2/3以内：ロボットの導入費（平成27年1月1日時点で市販化されていないもの）

別記様式第1号（第4関係）

平成 年度農林水産業におけるロボット技術導入実証事業交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農林水産業におけるロボット技術導入実証事業交付要綱第4の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画(又は実績)
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費 (A+B) 円	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
合 計				

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業の完了予定年月日

平成 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。

6 添付書類

- (1) 事業実施主体の定款（定款のない団体にあつては、これに準ずるもの）
- (2) 事業実施主体の当該年度の事業計画書及び収支予算書（これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるもの）
- (3) 事業の一部を委託する場合にあつては、委託契約書の写し（実績報告に限る。）

※ 添付書類のうち、農林水産業におけるロボット技術導入実証事業実施要綱（平成26年〇月〇日付け〇〇第〇〇号農林水産事務次官依名通知）に基づき提出したものは添付を省略することができる。

別記様式第2号（第8第3項関係）

工事請負契約に係る指名停止に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

印

当社は、現在、国又は地方公共団体から工事請負契約に係る指名停止を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

別記様式第3号（第9関係）

平成 年度農林水産業におけるロボット技術導入実証事業変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者名
印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、農林水産業におけるロボット技術導入実証事業交付要綱第9の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金※1の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第4号（第11関係）

平成〇〇年度農林水産業におけるロボット技術導入実証事業遅延等報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者
印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、農林水産業におけるロボット技術導入実証事業交付要綱第11の規定により、予定の期間内に事業が完了しない（又は、その遂行が困難である）ことを報告する。

記

- 1 事業が予定期間内に完了しない（又は、事業の遂行が困難である）理由
- 2 遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第5号（第12関係）

平成〇〇年度農林水産業におけるロボット技術導入実証事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者
印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、農林水産業におけるロボット技術導入実証事業交付要綱第12の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第7号（第13第1項関係）

平成〇〇年度農林水産業におけるロボット技術導入実証事業実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者
印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農林水産業におけるロボット技術導入実証事業交付要綱第13第1項の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として金〇〇〇円の交付を請求する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
2 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し及び確認のための資料（契約書、請求書、領収書等の写し）を添付すること。

別記様式第8号（第13第3項関係）

平成〇〇年度農林水産業におけるロボット技術導入実証事業の仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者
印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった補助金について、農林水産業におけるロボット技術導入実証事業交付要綱第13第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金（又は交付金）の確定額
（平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・ 消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・ 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第9号（第18関係）

財 産 管 理 台 帳

市町村（事業主体）名 _____

地区名		地区	事業実施年度			平成 年度		農林水産省所管補助金名					処分制限期間		処分の状況		摘要
事業 区分	事業の 内 容					工 期		経 費 の 配 分					耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内 容	
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負 担 区 分								
									国庫補 助金※1	都道府 県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。